

諮問日 平成17年10月11日

答申日 平成17年12月 6日

## 答 申

### 1 審査会の結論

平成17年9月21日付けで、戸田市長神保国男（以下、「市長」という。）が異議申立人に対して行った、平成17年5月20日に戸田市（略）において発生した火災（以下、「本件火災」という。）に関する「火災調査報告書」、「火災原因判定書」及び「実況見分調書（火元）」の情報の公開請求をした件につき、「火災調査報告書」の一部（個人の氏名、年齢、職業、住所並びに災建物の出火原因及び焼損状況に関する情報を除いた部分）及び「実況見分調書（火元）」の一部（個人の氏名、生年月日、年齢、火災の調査の際の立会人の口述並びに災建物の名称、構造、世帯及び焼損状況に関する情報を除いた部分）のみを公開し、「火災原因判定書」の全部を非公開とした決定（以下、「本件決定」という。）のうち、「火災原因判定書」の全部を非公開とした部分については不当であり、取り消されるべきものであって、審査会としては、「火災原因判定書」の一部（個人の氏名、生年月日、年齢、職業並びに火災の調査の際の立会人の口述及び出火原因の判定に関する情報を除いた部分）を公開すべきであると思料する。

### 2 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成17年9月21日付けで、市長が異議申立人に対して行った、「火災調査報告書」及び「実況見分調書（火元）」の部分公開決定並びに「火災原因判定書」の非公開決定について、取消しを求めるといものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 平成17年9月8日付けで、異議申立人は、市長に対し、戸田市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条の規定により、本件火災に関する「火災調査報告書」、「火災原因判定書」、「実況見分調書（火元）」についての情報の公開請求を行った。

イ 平成17年9月21日付けで、市長は、上記の請求に対して、「火災調査報告書」については、①個人に関する情報にあたること、②公開により外部からの圧力又は干渉を受けるおそれが生じる結果、火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、火災予防業務に支障を生ずることを理由として、条例第8条第1号及び第4号に基づき、「火災原因判定書」については、上記①及び②を理由として、条例第8条第1号及び第4号に基づき、「実況見分調書（火元）」については、上記①、②及び③消防法第34条2

項及び第4条4項により、「明らかに公開することができないと認められる情報」にあたることを理由として、条例第8条第1号、第4号及び第6号に基づき、本件決定を行い、同決定通知書は、平成17年9月28日に、異議申立人に対して通知された。

ウ 平成17年9月28日付けで、異議申立人は、本件決定について、これを不服として、条例第16条に基づいて、市長に対して異議申立てを行った。

### 3 異議申立人及び市の主張の要旨

#### (1) 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の異議申立書及び意見陳述による、本件決定を不当とする主張の要旨は、次のとおりである。

出火元の建物は、空き家でバリケード等もないため、いわゆる「子供のたまり場」となっており、十分な防火管理が行われていなかった。異議申立人は、本件火災の出火元の建物に隣接した建物に居住し、本件火災によって多額の損害を受けた被害者であり、出火原因に関する情報は公開されるべきである。なお、火災に対する警察の捜査も進展していない。

#### (2) 市の主張の要旨

市の情報部分公開決定通知書、情報非公開等決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書及び意見陳述による、本件決定を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

① 「火災調査報告書」及び「実況見分調書（火元）」における個人の氏名、生年月日、年齢、職業及び住所並びに災建物の名称、構造、世帯及び焼損状況に関する情報は、条例第8条第1号に該当する。

② 「火災調査報告書」における出火原因及び焼損の状況に関する情報並びに「火災原因判定書」記載の情報は、条例第8条第4号に該当する。

出火原因に関する情報は法的ないし社会的紛争に関わる情報であり、その判定につき外部からの圧力又は干渉を受けるおそれが高く、現に担当した消防署がかかる紛争に巻き込まれたケースがある。かかる情報が公開された場合、火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、出火原因の情報を利用して行われるべき火災予防業務に支障を生ずる。

③ 「火災原因判定書」及び「実況見分調書（火元）」における火災の調査の際の立会人の口述に関する情報については、消防法第34条2項及び第4条4項により守秘義務が課されており、条例第8条第6号に該当する。

### 4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び市の主張、並びに市より提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「1、審査会の結論」の欄記載のとおり結論に達した。

- (1) 「火災調査報告書」、「火災原因判定書」及び「実況見分調書（火元）」に記載された個人の氏名、生年月日、年齢、職業、住所並びに災建物の名称、構造、世帯及び焼損状況に関する情報について

ア 条例第8号第1号の該当性

条例第8条第1号の「個人に関する情報」とは、個人のプライバシーを最大限に保護する観点から非公開とされる情報であり、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。個人の氏名、生年月日、年齢、職業、住所並びに災建物の名称、構造、世帯及び焼損状況に関する情報は、条例第8条第1号の「個人に関する情報」に含まれる。

イ 条例第8条第1号但書ウの該当性

本件火災によって多額の損害を受けた被害者であるとの異議申立人の前記主張が、人の生命、身体、健康、財産等を保護するために非公開の例外を認めた条例第8条第1号但書ウに該当し、本件情報を公開することができるか否か検討する。

条例第8条第1号但書ウの「人の生命、身体、健康、財産等を保護」とは、個人のプライバシーの尊重と平穏な市民生活の保護との調和の観点から、人の生命等を犯罪の危険から保護し、又はその危険を除去することと解されている。本件の場合、出火場所が明らかにされていること等の事情から、個人のプライバシーの保護を上回る平穏な市民生活の保護の必要性があるとはいえない。したがって、異議申立人が多額の損害を受けた被害者であるとの主張は、条例第8条第1号但書ウの非公開の例外事由に該当しない。

- (2) 「火災調査報告書」及び「火災原因判定書」の出火原因及び焼損状況に関する情報の条例第8条第4号の該当性

同条項の対象となる情報は、「実施機関内部…における審議、協議、調査、研究又は検討に関する情報」であるところ、出火原因等に関する情報は、消防署における火災予防業務としての調査ないし研究のために作成又は取得した資料やその経過の記録であり、同条項の「実施機関内部…における…調査、研究…に関する情報」にあたる。

同条項の「公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、実施機関の公務に対する市民の知る権利の重要性と実施機関の意思決定の中立性の確保との調和の観点から、実施機関の公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼす情報であることが明らかである情報に限局して、非公開情報とされているものである。この点、市消防署の実施する火災原因の調査は、事例を累積し、比較検討を行うことにより、火災予防の研究資料とすることを目的とするものであり、その調査は、現場の状況から客観的かつ中立的になされるべきものである。他方、火災原因の調査は法的ないし社会的紛争に関わるため、火災原因判定者に対し、自己に有利な判定を強要するなど

の外部からの圧力等がかかる可能性が高い。かかる情報が一律に公開された場合、火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、出火原因の情報を利用して行われるべき火災予防業務に支障を生ずることは容易に推測される。これに対し、異議申立人の異議申立理由は、実施機関の公正かつ適正な意思決定の監視ではなく、また本件の出火原因等に関する情報は異議申立人の権利を証明することを直接の目的としたものでもない。したがって、上記市消防署の火災原因の調査、研究の中立性の確保の重要性に鑑みれば、出火原因等に関する情報は、同条項の「公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当すると思料する。

ところで、「火災原因判定書」に記載された情報のすべてが、同条項にいう「公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当するのではなく、前述の趣旨があてはまる部分は、出火原因判定者の意見が記載されている出火原因の判定に関する情報の部分に限られる。その余の部分は、火災現場ないし周辺の状況、り災状況に関する客観的な事実の記載に他ならず、火災原因判定者の率直な判断又は意思決定の中立性に影響を与えるものではない。

- (3) 「火災原因判定書」及び「実況見分調書（火元）」の火災の調査の際の立会人の口述に関する情報の条例第8条第6号の該当性  
「火災原因判定書」及び「実況見分調書（火元）」における火災調査の際の立会人の口述に関する情報については、消防法第34条2項及び第4条4項により守秘義務が課されており、条例第8条第6号に該当する。
- (4) 以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。